

各論

第11章 老人の福祉

第1節 老人問題の所在とその背景

わが国の人口の構成は近年漸次高齢化の傾向を示しつつある。しかし諸外国における事情と違って、わが国では20年30年の短かい間にこれらの人口構造の変化が急激に現われたために、多くの問題が起こってきている。はじめに老人問題の所在と背景についてみてみよう。

各論

第11章 老人の福祉

第1節 老人問題の所在とその背景

1 人口の老齡化

わが国人口の年齢構成を、幼年人口(15歳未満)、生産年齢人口(15歳～65歳未満)、老齡人口(65歳以上)に分けて年次別の推移をみると大正時代から昭和の25年までは幼年人口35～36%、生産年齢人口は58～60%老齡人口5%というように、3区分ともその構成は安定した横ばい傾向を維持していたが、昭和25年を境として幼年人口は急激に減りはじめ、老齡人口は対照的に増加をはじめた。その結果昭和40年には幼年人口26%、生産年齢人口68%、老齡人口6%というようにヨーロッパ先進諸国の人口構成にかなり接近した。その傾向は第11-1表によつて明らかである。さらにこの傾向は年とともに著しくなり、昭和60年においては大正時代と比べて幼年人口は半分に減り、老齡人口は2倍にふえるものと推計されている。

第11-1表 主要各国の年齢3区分別人口の割合

第11-1表 主要各国の年齢3区分別人口の割合

| 国名 | 歴年 | 総数 | 0～14歳 | 15～64歳 | 65歳以上 |
|--------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 日本 | 昭和40年 | 100.0 | 25.6 | 68.1 | 6.3 |
| | 50 | 100.0 | 24.0 | 68.1 | 8.0 |
| | 60 | 100.0 | 23.4 | 67.1 | 9.5 |
| 西ドイツ | 40 | 100.0 | 22.6 | 65.5 | 11.9 |
| フランス | 40 | 100.0 | 24.6 | 62.9 | 12.6 |
| イタリア | 40 | 100.0 | 24.3 | 65.8 | 9.9 |
| イギリス | 41 | 100.0 | 23.0 | 64.7 | 12.3 |
| スウェーデン | 41 | 100.0 | 20.9 | 66.2 | 12.9 |
| アメリカ | 42 | 100.0 | 30.1 | 60.4 | 9.4 |

資料：日本の昭和50年以降は人口問題研究所「全国男女年齢各歳別将来人口推計結果(昭和44年8月推計)」メディアム値
 外国は、国連「Demographic Yearbook (1967)」

各論

第11章 老人の福祉

第1節 老人問題の所在とその背景

2 核家族化の傾向

昭和40年の国勢調査による普通世帯総数は2,312万世帯であるが、そのうち、「夫婦のみの世帯」226万世帯、「夫婦とその子供からなる世帯」1,049万世帯、「男親または女親とその子供の世帯」169万世帯で合計1,444万世帯、普通世帯総数の62.4%は、いわゆる核世帯によつて占められている。この核家族数の占める割合を長期的に見ると、大正9年において54.0%であつたが、昭和30年には59.6%、35年には、60.3%、40年には62.5%と特に最近になつて核家族化の速度を早めている傾向が見られる。

また、昭和35年と40年の国勢調査によつて、世帯構成を世代別に比較してみると、夫婦だけのように同世代の者で構成されている「1世代世帯」が35年から40年に9.6%から10.9%と(いずれも普通世帯総数を100とした構成比)増加し、さらに「単独世帯」も4.7%から7.9%と増加している反面、多世代世帯、たとえば祖父母と夫婦と子どもなど「3世代世帯」の占める割合が25.4%から22.3%に減つている傾向に注目する必要がある。

以上のことから、三世代世帯など大家族世帯は夫婦を中心とした世帯など小世帯に分割される傾向が見られ、そしてそれらの核家族化の速度は年々早まりつつあるものと見ることができる。

各論

第11章 老人の福祉

第1節 老人問題の所在とその背景

3 過疎・過密地域における老人

近年におけるわが国の人口移動によつて、都市を中心とした人口の集中化傾向が現われ、都市の過密化、農村地域の過疎化ということが話題になりつつある。

またこの問題を論ずる時まず目につくのは農業就業者の減少傾向であろう。昭和35年と40年の国勢調査によると農業就業者は35～40年の間に全体的に減少しているが(男17%,女18%),特に15歳以上35歳未満の若い層の農業就業者は男41.4%,女39.8%の著しい減少を示しており、高年齢になるほど減少の割合が少なくなっている。したがつて農業就業者の年齢構成は高齢化しているということである。

以上のとおり、農業が老人層の手に移りつつあるということ、あるいは過密化された都会において核家族化により孤独な老人世帯が増加しつつあるということから、適応力の弱いこれら老人世帯に対する地域別対応策が検討されなければならない。

各論

第11章 老人の福祉

第1節 老人問題の所在とその背景

4 高齢者世帯の増加

前述のとおり人口の老齡化,世帯の核家族化によつて高齢者世帯数は年々増加しつつあり,その数は第11-2表のとおりである。この傾向をみると昭和36年以降特に高齢者世帯の増加傾向は激しくなつてきている。

第11-2表 高齢者世帯数の年次別推移

| | | 第11-2表 高齢者世帯数の年次別推移 | |
|----|---|---------------------|------------------|
| | | 高齢者世帯数 | 高齢者世帯が一般世帯に占める割合 |
| | | 千世帯 | % |
| 28 | 年 | 481 | 2.5 |
| 30 | | 425 | 2.2 |
| 32 | | 470 | 2.3 |
| 34 | | 479 | 2.2 |
| 36 | | 561 | 2.4 |
| 38 | | 679 | 2.7 |
| 40 | | 799 | 3.1 |
| 42 | | 952 | 3.4 |

資料：厚生省統計調査部「厚生行政基礎調査報告」

次に高齢者世帯の所得を国民生活実態調査結果によつて所得4分位階級別に見ると,42年度においては高齢者世帯の85.3%が所得の最も低い第1・4分位階層となつている。

また65歳以上の老人のうち,生活保護法によつて保護をうけている人員が増えつつあり,被保護者全国一斉調査(厚生省社会局)によると次のとおりである。

昭和39年 205(千人)

40 214

41 223

42 239

以上のことから増加しつつある多くの高齢者世帯の生活内容は貧しく,ほとんど9割が低所得階層に属しているので,生活のささえを確保するための方策を積極的に進める必要がある。

各論

第11章 老人の福祉

第1節 老人問題の所在とその背景

5 老人の就労問題

老人の就労問題をみると、最近における労働力の不足によつて、中高年齢層の労働力が、定年制の延長や再就職という形をとつて、社会的に再認識されつつあるのが現状である。

また、高齢者世帯の生計維持の方法が、大部分親族扶養にたよっている所にわが国の特殊性があるのであるが、その状況をアメリカと比較すると第11-3表のとおりである。これによるとわが国では「子又は子以外の人の扶養」によつて生活をささえている老人が64.5%で、「自分の働き」によるものは16.6%、「恩給年金」はわずか7.6%にすぎない。わが国のこの現状と対照的にアメリカでは大部分が「年金等」(70.8%)によつて生活し、「稼働」による生計維持も24.2%とわが国より高率である。

したがつて、高齢者世帯の大部がささえられている被扶養という生活形態が、核家族化による世帯分離や扶養意識の減退などによつて低下し、そのうえさらに物価高による生活難に直面すると、就労問題が生活をささえる方法として切実な問題となつてくるであろう。

第11-3表 老人世帯における生活維持状況(65歳以上の者)

第11-3表 老人世帯における生活維持状況
(65歳以上の者)

日本(昭和38年) (単位:%)

| 総数 | 自分の収入で暮せる | | | 自分の収入で暮せない | | | | |
|-------|-----------|------|---------|------------|---------|----------|------|-----|
| | 自分の働き | 恩給年金 | 財産収入その他 | 同居の子の扶養 | 別居の子の扶養 | 子以外の人の扶養 | 生活保護 | 不詳 |
| 100.0 | 16.6 | 9.1 | 7.6 | 56.3 | 5.2 | 3.0 | 2.2 | 0.1 |

アメリカ(昭和36年)

| 稼働 | 年金等 | 財産収入、扶養、その他 | 公的扶助 |
|------|------|-------------|------|
| 24.2 | 70.8 | 8.4 | 14.2 |

資料：日本は厚生省統計調査部「高齢者実態調査(昭和38年)」
 アメリカは社会保障研究所「社会保障の経済分析」
 註 アメリカは、2以上の事項にわたつて重複して計上されている。

各論

第11章 老人の福祉

第1節 老人問題の所在とその背景

6 老人をとりまく精神的な問題

(1) 自殺

第11-4表によつて諸外国との比較においてわが国の自殺率を見ると、男女とも比較的に上位にあるといわざるを得ない。女性についてはいづれの年齢も台湾に次いで第2位である。特にわが国において自殺率が高い理由はいまだ明らかにされていないが、自殺が多いという現象は、いくつもの理由が重なりあい、さらにその時代における社会現象も相当大きく影響するが、いずれにしても病苦、貧困、精神苦、家庭不和が大きな原因と思われる。しかし、今後さらに深く検討されなければならないであろう。

第11-4表 諸外国の老人の自殺死亡率

第11-4表 諸外国の老人の自殺死亡率
(1965 年) (人口10万対)

| 男 | | | 女 | | |
|----------|---------|-------|----------|---------|-------|
| 国名 | 65歳~74歳 | 75歳以上 | 国名 | 65歳~74歳 | 75歳以上 |
| ハンガリー | 76.5 | 141.2 | 台湾 | 43.4 | 75.1 |
| チェコスロバキア | 65.7 | 108.2 | 日本 | 40.1 | 68.3 |
| 台湾 | 60.5 | 92.7 | ハンガリー | 38.3 | 58.9 |
| ベルギー | 51.2 | 87.9 | オーストリア | 25.0 | 32.9 |
| 日本 | 55.0 | 86.3 | チェコスロバキア | 30.6 | 30.9 |
| フランス | 51.4 | 77.8 | 西ドイツ | 25.9 | 27.2 |
| オーストリア | 53.8 | 70.3 | ベルギー | 22.2 | 24.6 |
| スイス | 65.0 | 68.6 | デンマーク | 20.8 | 22.7 |
| 西ドイツ | 48.7 | 64.9 | スイス | 15.9 | 15.2 |

資料：WHO「World Health Statistics Annual (1965)」

各論

第11章 老人の福祉

第1節 老人問題の所在とその背景

6 老人をとりまく精神的な問題

(2) 扶養意識の減退

老人福祉にかかる精神的な問題で最近特に論じられているのが扶養意識の減退という問題であり、その底に流れる若い人達と老人の間の意識のズレの問題である。

第11-5表によると、20歳から49歳の年齢層は老後の生活は「自分の責任である」あるいは「社会の責任である」と考えているものが両者を合わせると、7割から8割を占めていて「家族の責任である」と答えているのは2割に満たない。これに対して60歳以上の老人は半分が「家族の責任である」と答えており、まったく対照的な傾向を示している。これら扶養意識の面に見られる新旧世代の断絶が当面の老人問題の複雑さを物語っている。(3)幸福の条件老人にとって最も不幸なことは家族との不和であるといわれている。それをうらがきをするかのように第11-6表において老後の幸福の条件は、「住生活の不安がない」「家族の者が自分を大事にしてくれる」「子供が独立して立派に生活している」「子供たちがよく面倒をみってくれる」という事項に多くの対象が集まっている。このように老人の幸福は家族との関係において左右される場合が非常に多い。

したがって、家庭における老人のしあわせのために必要なのは、親族あるいは老人にとって最も身近な人とのより良き接触を確保することであろう。

第11-5表 年齢階級別にみた老後生活に対する意識

第11-5表 年齢階級別にみた老後生活に対する意識 (単位：%)

| | 総数 | 自分の責任である | 家族の責任である | 社会の責任である | わからない |
|---------|-------|----------|----------|----------|-------|
| 総数 | 100.0 | 40.3 | 27.1 | 25.4 | 7.3 |
| 20歳～29歳 | 100.0 | 44.1 | 15.8 | 32.4 | 7.7 |
| 30～39 | 100.0 | 46.7 | 18.2 | 29.2 | 5.9 |
| 40～49 | 100.0 | 44.8 | 25.3 | 23.6 | 6.3 |
| 50～59 | 100.0 | 37.3 | 34.9 | 21.0 | 6.8 |
| 60歳以上 | 100.0 | 22.7 | 49.6 | 17.2 | 10.5 |

資料：総理府「世論調査(昭和41年5月)」

第11-6表 老後の幸福の条件

第11-6表 老後の幸福の条件

| 項 目 | 対 象 数 |
|------------------|-------|
| 自分の身体が健康である | 27.5% |
| 住生活の不安がない | 18.1 |
| 家族の者が自分を大事にしてくれる | 12.2 |
| 子供が独立して立派に生活している | 10.8 |
| 子供たちがよく面倒をみってくれる | 8.7 |
| 経済的な面での不安がない | 10.4 |
| 社会奉仕を続けることができる | 3.8 |
| 信心をしている | 3.8 |
| 自分の好きなことが自由にできる | 9.1 |
| そ の 他 | 2.1 |

資料：健康保険組合連合会「定年退職者追跡調査（昭和42年11月～43年2月）」

（注） 1人で2項目以上回答しているので計は100%にならない。

各論

第11章 老人の福祉

第2節 老人福祉対策の現状

1 全国一斉健康診査の実施

老人は傷病に対する抵抗力と回復力が劣えているだけに、疾病の早期発見・早期治療は重要な問題である。そのためには全国一斉健康診査制度が十分に活用される必要があるが、第11-7表のとおり昭和43年度における実施状況は一般診査受診人員が131万人であつて、65歳以上老人の19.1%となつている。この数字は必ずしも十分であるとはいえない状況である。

その理由として、健康診査を受けて疾病が発見されても医療費の一部を自己負担しなければならないために健康診査を受けないということも考えられるので、この制度の拡充のためには医療保険における老人の給付率の改善等、今後はその解決を待たなければならない点も少なくない。また前記の表によつて実施状況を年次別に見ると「要精密診査受診人員」が増加しつつある反面、「要療養人員」が減少し「正常人員」がわずかながらも増加していることが知られる。

第11-7表 老人健康診査の年次別実施状況

第11-7表 老人健康診査の年次別実施状況

| | 受 診 状 況 | | | | | 正常人員 (D) | | 要療養人員 (E) | |
|------|---------------------|-----------------|------------|-----------------|------------|----------|------------|-----------|------------|
| | 一般診査 受診人員 (A) | 要精密診査 人員 (B) | | 精密診査受 診人員(C) | | 人員 | (D) (A) | 人員 | (E) (A) |
| | | 人員 | (B) (A) | 人員 | (C) (B) | | | | |
| 40年度 | 925,085 | 252,853 | 26.6% | 173,167 | 68.5% | 469,178 | 50.7% | 357,662 | 38.7% |
| 41 | 961,599 | 290,444 | 30.2 | 205,607 | 70.8 | 498,527 | 51.8 | 323,231 | 33.6 |
| 42 | 1,141,252 | 352,159 | 30.9 | 262,273 | 74.5 | 593,219 | 52.0 | 383,660 | 33.6 |
| 43 | 1,314,544 | 437,910 | 33.3 | 334,916 | 76.5 | 659,663 | 50.2 | 458,054 | 34.8 |

資料：厚生省統計調査部「社会福祉行政業務報告」

各論

第11章 老人の福祉

第2節 老人福祉対策の現状

2 老人クラブの現状

まずクラブの伸び率を年次別に見ると第11-8表に示したように昭和29年にわずか112クラブであつたものが現在では7万8,689クラブ、会員数470万余人に達している。これら老人クラブの会員の60歳以上老人人口の中に占める割合は44%に達し、ほぼその半分に近い状態にある。しかしながら地域別には必ずしも同一の参加率ではなく長野県(65.2%)山梨県(63.9%)群馬県(62.5%)など概して農山村型の県において高い率を示す反面、六大都市をはじめとする都会型の県においては15%~20%と低く都会におけるクラブ活動の困難さを現わしている。次に第11-8表によつてクラブ数の対前年伸び率を年次別にみると37年から38年の1年間に2.5倍も伸びた時期があつたが、最近4~5年間はしだいにそのふえ方の幅が減つてきている。したがつて、今後における指導上の問題点は、量的なものよりその活動内容・地域社会との結び付きの方法等質的な問題に移りつつあるということができよう。

第11-8表 老人クラブの推移

第11-8表 老人クラブの推移

| 年(月) | 60歳以上人口(A) | クラブ数 | 会員数(B) | $\frac{(B)}{(A)}$ | クラブ数の対前年伸び率 |
|--------|------------|--------|-----------|-------------------|-------------|
| | 千人 | | 人 | % | |
| 29 | | 112 | | | |
| 33 | | 2,400 | | | |
| 35 | | 5,029 | | | |
| 36(2) | 8,530 | 9,755 | 790,826 | 9.3 | 194.0 |
| 37(4) | 8,775 | 14,654 | 1,122,699 | 12.8 | 150.2 |
| 38(11) | 9,047 | 35,873 | 2,311,789 | 25.6 | 244.8 |
| 39(4) | 9,282 | 47,612 | 2,974,970 | 32.1 | 132.7 |
| 40(4) | 9,525 | 55,998 | 3,502,374 | 36.8 | 117.6 |
| 41(4) | 9,749 | 62,337 | 3,896,730 | 40.0 | 111.3 |
| 42(4) | 10,081 | 68,720 | 4,193,931 | 41.6 | 110.2 |
| 43(4) | 10,385 | 74,042 | 4,433,642 | 42.7 | 107.7 |
| 44(4) | 10,695 | 78,679 | 4,662,127 | 43.6 | 106.3 |

厚生省社会局調べ

(注) 60歳以上人口は、厚生省人口問題研究所の推計である。

各論

第11章 老人の福祉

第2節 老人福祉対策の現状

3 老人就労あつ旋事業の実施

高齢者世帯の実態のところでも述べたが、高齢者世帯のほぼ9割は、第1・4分位階層のいわゆる低所得階層に属している。このような状況から昔と違って多くの高齢者世帯は生活のために働かなければならなくなっており、全国老人実態調査(厚生省社会局昭和44年5月、以下同じ)によると60歳以上の働く老人のうち45.9%は生計中心者として、また、40.4%は「生計補助者」として働いている。このような現状のために高齢者無料職業紹介所の持つ役割は非常に大きなものがあり、第11-9表にも示したとおり、その実績は相当高く評価されている。

この紹介所は44年度中に全国に16か所設置されているが、その需要は非常に高いので今後ますます都市を中心に充実する必要があるだろう。

第11-9表 高齢者無料職業紹介事業の実績

| | 東 京 | 大 阪 | 名 古 屋 | 札 幌 |
|--------------------------------------|-------|------|-------|-------|
| 求 人 数 (A) | 4,392 | 812 | 708 | 460 |
| 新規求職数 (B) | 2,640 | 761 | 736 | 481 |
| 紹 介 数 (C) | 1,893 | 569 | 716 | 481 |
| 就 職 数 (D) | 921 | 261 | 318 | 195 |
| 求 職 倍 率 $\left(\frac{B}{A}\right)\%$ | 60.1 | 93.1 | 104.0 | 104.6 |
| 就 職 率 $\left(\frac{D}{B}\right)\%$ | 34.9 | 34.3 | 43.2 | 40.5 |

厚生省社会局調べ

各論

第11章 老人の福祉

第2節 老人福祉対策の現状

4 老人家庭奉仕員の派遣

最近特に居宅の老人に対する福祉対策の中心的役割をもつものとして老人家庭奉仕員が重要視されるに至ってきた。奉仕員数は43年度において1,313人であつたが,44年度においてはねたきり老人に対する援護事業を含め5,900人と大幅に増員されるに至つた。すなわち一般の老人分としては200人,さらにねたきり老人の分として4,400人合わせて4,600人の老人家庭奉仕員が新たに増員されたということは,この事業にとって画期的なことである。この年次別の人員は第11-10表のとおりである。

家庭奉仕員の仕事は孤独な老人やねたきり老人の日常生活上の身のまわりの世話がおもなる仕事であるが,その他に老人達の良き話し相手としての存在,いわば日常生活についての相談員ともいうべき存在を忘れることはできないであろう。

第11-10表 老人家庭奉仕員数の推移

| 第11-10表 老人家庭奉仕員数の推移 | | |
|---------------------|-----------|-----------------|
| 年 度 | 設 置 団 体 数 | 老 人 家 庭 奉 仕 員 数 |
| | 団 体 | 人 |
| 40 | 229 | 673 |
| 41 | 306 | 800 |
| 42 | 443 | 1,092 |
| 43 | 615 | 1,313 |

厚生省社会局調べ

各論

第11章 老人の福祉

第2節 老人福祉対策の現状

5 ねたきり老人対策事業

脳卒中の後遺症などで身体の自由がきかず、一日中ほとんどをねたきりで過ごしている70歳以上の老人は、昭和43年の全国社会福祉協議会の調査によるとおよそ20万人と推計されている。

これらの老人の排便の状況をみると第11-11表のとおりで、「自分で便所にゆく」や「自分で便器を使用している」老人は44.8%であつて、半分以上の老人は他人の手を借りなければならない老人達である。しかも全体の21.1%の老人は、おしめを使用しており家族にかかる負担が非常に重いことを示している。

第11-11表 ねたきり老人の排便状況

第11-11表 ねたきり老人の排便状況 (単位：%)

| | 総数 | 自分で便所にゆく | 自分で便器を使用している | 手伝いで便所にゆく | 手伝いで便器を使用している | ときどきおしめを使用している | 常時おしめを使用している |
|------------------|-------|----------|--------------|-----------|---------------|----------------|--------------|
| 総数 | 100.0 | 30.6 | 14.2 | 10.2 | 23.9 | 4.1 | 17.0 |
| (再掲) 脳卒中でねたきりの老人 | 100.0 | 18.1 | 10.9 | 10.1 | 28.4 | 5.7 | 26.8 |

資料：全国社会福祉協議会「居宅ねたきり老人実態調査(43年7月)」

特に「脳卒中」の後遺症のためねたきりの状態にある老人は、他人の手を借りる率も特に高く71%に達し、そのうち常時おしめを使用しなければならない老人は26.8%と高い率である。これら老人の介護という重荷が、家族のうちのだれにかかっているかをみると第11-12表のとおりである。それによると半分(49.8%)は嫁に、1/4(25.1%)は配偶者という状況である。

第11-12表 ねたきり老人のおもな介護者別の状況

第11-12表 ねたきり老人のおもな介護者別の状況 (単位：%)

| | 総数 | 配偶者 | 嫁 | 息子 | 娘 | 孫 | その他 |
|-----|-------|------|------|-----|------|-----|-----|
| 全国 | 100.0 | 25.1 | 49.8 | 2.7 | 14.5 | 2.9 | 5.0 |
| 大都市 | 100.0 | 24.9 | 38.6 | 2.5 | 21.5 | 3.2 | 9.4 |
| 町村 | 100.0 | 24.6 | 52.9 | 2.7 | 12.8 | 3.1 | 3.8 |

資料：全国社会福祉協議会「居宅ねたきり老人実態調査(43年7月)」

これらの老人に対し、その対策として次の施策が昭和44年度より新たに実施されている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第11章 老人の福祉

第2節 老人福祉対策の現状

5 ねたきり老人対策事業

(1) 居宅における老人対策として

ア 医師が訪問して健康診断を実施

対象老人は約6万人

イ 老人家庭奉仕員の派遣(老人家庭奉仕員の項参照)

対象老人は約2万7,000人

ウ ギャジベッド(特殊ベッド)の貸与

対象老人は約3,600人

エ 世帯更生資金による老人用病室等の増改築費用の貸付け

各論

第11章 老人の福祉

第2節 老人福祉対策の現状

5 ねたきり老人対策事業

(2) 施設収容対策として

ア 特別養護老人ホームのベッド増床

44年度中に約2,500床を増床

今後における問題点としては、老人になつてから健康管理を始めたのではむしろ遅く、中年からの正しい健康管理を通じて「上手にとしをとる」方法(Well Aged)についての啓蒙、老人のリハビリテーションなどについて検討されなければならないであろう。

各論

第11章 老人の福祉

第2節 老人福祉対策の現状

6 老人ホームの現状と将来

老人ホームについてその現状を設置主体別にみると第11-13表のとおりである。歴史の古い養護老人ホームは老人ホームのうち85%,昭和38年に創設された特別養護老人ホームや,36年から国庫補助が開始された軽費老人ホームは,日が浅いだけに両者を合わせても15%にすぎない。

養護老人ホームと特別養護老人ホームについて設置主体別に図示すると第11-1図のとおり,養護老人ホームは,大部分(71.5%)が県市町村などの地方公共団体によつて設置されているが,特別養護老人ホームはほとんど(72.8%)が社会福祉法人によつて設置されている。

次に老人ホーム入所者の年齢階級を年次別に見ると第11-14表のとおり三種類のホームのうち最も高年齢者の割合の高いのは軽費老人ホームであるがいずれも収容者は高齢化しており,特に70歳以上の老人の割合は軽費老人ホームで8割,養護老人ホーム・特別養護老人ホームで7割強という実情である。

老人ホームの定員の年次別推移を見ると第11-2図のとおり特別養護老人ホームの定員は激増傾向を示している。これは時代の要求に基づくものと考えられるが,養護老人ホームは直線的な微増,軽費老人ホームは41年度以降横ばい傾向となつている。

今後,老人ホームは,人口の老齢化あるいは世帯の核家族化傾向によつてその需要はますます高まることは明らかである。しかし老人ホームの種類・形態は,その時代における社会的要請によつて相当変化が生ずるものと考えられる。即ち現在は特別養護老人ホームの必要性が最も高いが,国民生活の向上或いは年金保険制度などの充実に伴つて近い将来軽費老人ホームの需要が非常に高くなるであろう。さらに健康で働く老人などの増加に伴つて,働く老人を収容する老人ホームが必要となるであろう。さらにこれら老人ホームの整備については,長期的な構想の下に計画的に推進する必要がある。

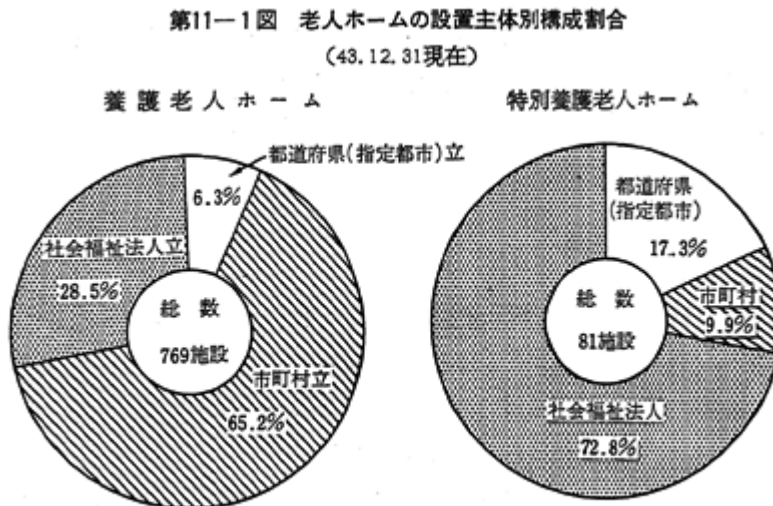
第11-13表 老人ホームの設置主体別施設数と定員

第11-13表 老人ホームの設置主体別施設数と定員
(43.12.31現在)

| 設置主体 | 養護老人ホーム | | 特別養護老人ホーム | | 軽費老人ホーム | |
|----------|---------|--------|-----------|-------|---------|-------|
| | 施設数 | 定員 | 施設数 | 定員 | 施設数 | 定員 |
| 総数 | 769 | 57,582 | 81 | 5,861 | 47 | 2,997 |
| 都道府県 | 39 | 5,903 | 12 | 1,050 | 11 | 880 |
| 指定都市 | 9 | 1,564 | 2 | 380 | 4 | 250 |
| その他の市町村 | 502 | 30,142 | 8 | 420 | 6 | 340 |
| 社会福祉法人 | 216 | 19,773 | 58 | 3,961 | 25 | 1,477 |
| 社団・財団・日赤 | — | — | — | — | 1 | 50 |
| その他 | 3 | 200 | 1 | 50 | — | — |

資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査報告」

第11-1図 老人ホームの設置主体別構成割合



資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査報告」

第11-14表 老人ホーム入所者の年齢階級別推移

第11-14表 老人ホーム入所者の年齢階級別推移

(単位：%)

| | 養護老人ホーム | | | | 特別養護老人ホーム | | | | 軽費老人ホーム | | | |
|-----|---------|-------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|
| | 60歳未満 | 60～64 | 65～69 | 70歳以上 | 60歳未満 | 60～64 | 65～69 | 70歳以上 | 60歳未満 | 60～64 | 65～69 | 70歳以上 |
| 38年 | 3.9 | 9.7 | 18.2 | 68.3 | 10.8 | 15.7 | 26.5 | 47.0 | 0.4 | 5.6 | 20.2 | 73.8 |
| 39 | 3.3 | 9.3 | 87.4 | | 5.6 | 12.1 | 82.3 | | 1.3 | 4.5 | 94.2 | |
| 41 | 2.9 | 8.5 | 18.1 | 70.5 | 3.3 | 11.0 | 17.3 | 68.4 | 0.9 | 4.7 | 18.1 | 76.3 |
| 42 | 2.6 | 7.8 | 17.7 | 71.9 | 2.3 | 11.3 | 19.4 | 67.0 | 0.7 | 5.0 | 15.7 | 78.6 |
| 43 | 2.4 | 7.4 | 17.1 | 73.0 | 2.5 | 10.8 | 18.1 | 68.7 | 0.8 | 4.8 | 14.2 | 80.2 |

資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査報告」

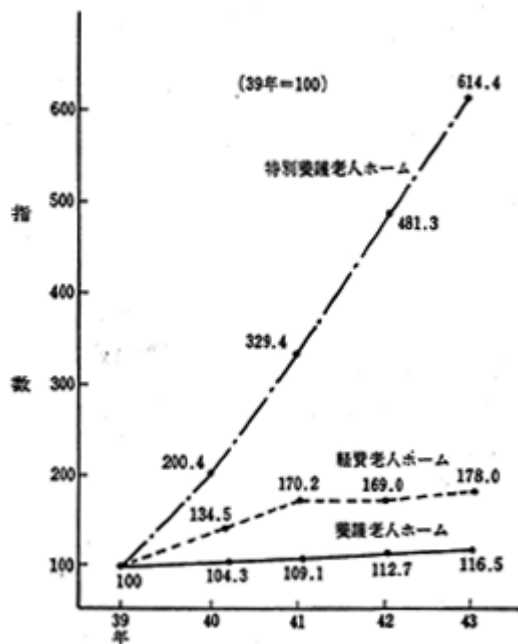
注 1 この表の数字は「60歳未満」から「70歳以上」までの合計を100とした場合の割合である。

2 各年次とも12月31日現在

3 40年は調査項目になし

第11-2図 老人ホームの定員の推移

第11-2図 老人ホームの定員の推移



資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査報告」

各論

第11章 老人の福祉

第2節 老人福祉対策の現状

7 老人の住宅

昭和39年度以来公営住宅のうち第2種公営住宅の特定目的住宅の一つとして老人世帯向け住宅が建設省によつて建設されてきたが、44年度の設置戸数は791戸(予定)である。これによつて39年度からの設置戸数累計は2,777戸となつたが、いまだ十分とはいえない。

核家族化の進行あるいは地域社会の都市化に伴う世帯分離の促進等によつて増加する老人世帯や、家族との同居を希望する老人に対し、老人向け低家賃住宅やプライバシーを確保しつつ生活できるよう住宅構造の改善、1階に老人2階以上に若夫婦などの分居形式のアパート、さらに大型アパートの一部に老人向けの室や付属施設を備える等多様性を考慮した住宅対策を進める必要がある。

各論

第11章 老人の福祉

第2節 老人福祉対策の現状

8 老人福祉センター等

老人クラブが社会活動や地域福祉のために活動する場として、あるいは多くの老人達が教養の向上や娯楽を目的として集まる場に老人福祉センターや老人憩の家がある。

さらに宿泊休養施設として老人休養ホームがある。施設数は老人福祉センターが43年12月末で106か所、老人憩の家が43年3月末で142か所、老人休養ホーム16か所が設置されている。今後これらの施設が地域性に応じた老人の利用施設として大きな役割を果たすことが期待される。
